



お知らせ

令和5年1月23日以降の請求から インフレスライドの取扱いが変わりました。

（１）適用対象工事について

賃金水準の変更を伴わない資材価格等の変動時においても、変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の1/100を超えている場合は、スライドの請求を行うことができます。

（２）スライド協議の請求について

上記（１）によりスライドの請求を行う場合は、複数回の協議の請求ができるものとします。

※併せて、以下の基準を改正し、提出書類の簡素化などを図りました。

- ・埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項の運用に関する基準
- ・埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定（全体スライド条項〔増額〕）の適用に関する基準

詳しくは、県HPでご確認ください。

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当 TEL：048-830-2723
2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

スライド制度

